

# 公益社団法人日本表面科学会 フェロー規程

平成 25 年 2 月 2 日理事会承認

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本表面科学会（以下本会という）は、本会における学術的かつ継続的な活動を通じて表面科学の進歩発展に顕著な業績をあげた正会員に対し、日本表面科学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を授与し、本会を代表する会員としてリーダーシップの発揮を奨励する。

(対象)

第 2 条 表彰の対象となる者は、原則として在籍累計年数 10 年以上の正会員であつて、フェローの称号授与後、10 年程度正会員として活動が可能なものとする。

(定員)

第 3 条 フェローの総数は全正会員の 2%程度を上限とする。

(称号記)

第 4 条 フェローに選定された者は、本会よりフェロー称号記を受ける。

(任期)

第 5 条 フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間において最長 10 年間その称号を名乗ることができる。ただし、名誉会員あるいはシニア会員となる場合は称号を返上するものとする。

(役割)

第 6 条 フェローの称号を授与された者は、本会を代表する会員としてリーダーシップを発揮し、学術講演会、国際会議、各種学術セミナー等のプログラム編成など学会の学術活動および運営に積極的に関わることを奨励する。

(フェロー会)

第 7 条 フェローはフェロー会を構成する。

(選定)

第 8 条 フェローの選定は、推薦されたフェロー候補者のうちから理事会が決定する。

2 本会名誉会員、功労会員、および正会員は、フェロー候補者を推薦することができる。

3 フェロー推薦者は、定められた形式による推薦書を提出する必要がある。

4 フェロー候補者について、学会賞等選定委員会において事前審査し、担当理事は審査結果を理事会に諮る。理事会は称号受与者を決定する。

5 フェローの推薦方法および選定方法について、実施要領を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は平成 25 年 2 月 2 日から施行し、平成 25 年 2 月 2 日から適用する。